

離婚の思想文化史：  
絆をほどいて：  
第二回

カトリックとプロテスタント



- **CRANACH, Lucas the Elder**  
Portraits of Martin Luther and Catherine Bore 1529  
Oil on wood, 37 x 23 cm (each) Galleria degli Uffizi, Florence



- **CRANACH, Lucas the Elder** Portraits of Martin Luther and Philipp Melanchthon 1543  
Oil on wood, 21 x 16 cm (each one) Galleria degli Uffizi, Florence

# カトリック

1. イエス
2. 聖パウロ
3. アウグスティヌス。
4. 教会法←→市民法
5. 公会議→ラテラノ公会議（1215年）
6. 聖トマス・アクィナス
7. トレント公会議（1545年）  
～英国国教会（1531年）

# プロテスタント

1. ルター（1517年）：聖書のみ
2. カルヴァン（1541年）：国民契約（主権）
3. →スコットランド、イングランド長老派
4. →ピューリタン

16-18世紀のヨーロッパの

1. ミルトン、プーエンドルフ

# 慣習と自然法

血縁・地縁的共同体



自然法

ミルトン、プーエンドルフ

# カトリックの離婚観

カトリック：

結婚＝キリスト教徒による有効な契約

死のみが、この契約を解消する

配偶者のどちらか一方が生存している

→重婚禁止

例外：

配偶者のどちらか一方が遺棄した

性的交わりがない

# 「離婚」という言葉

(1) 契約の解消 (divortium a vinculo matrimonii)

(2) 無効annulment :

結婚絆が当初から成立していない

(3) 別離separation :

結婚絆は成立しているが、別々な生活

# 障害IMPEDIMENTS

1. 血族consanguinity（四等親）
2. 婚族affinity（男から見て、姉妹、三等親内の女性。男が性的関係のある女性から見る場合も含む）
3. 先約precontract
4. 年齢（男12歳、女14歳←出産可能性）
5. 性交不能
6. 同意の不在
7. 還俗
8. 聖性への攻撃（妻殺害）

免除dispensation:

障害があっても結婚する

無効annulment:

障害があったので結婚は不成立

数は小

# 別離SEPATATIONES A MENSA ET THORO

信仰が脅かされる

安全（精神・肉体）が保証されない



1. 不倫（妻の）
2. 虐待（夫の）
3. 異端（両性の）

# カトリックが離婚を認めなかった理由

独身celibacyは結婚より望ましい

(第一コリント書7:8-9)

結婚して妻を追い出すことは姦淫

(マルコ10:11-12, マタイ5:32)



ユダヤ教：

「離縁状を書く」(「申命記」24:1-1)

ローマ市民法：

離婚は合意により可能

ゲルマン法・アングロ・サクソン法

離婚は両方・一方側の申し立てにより可能

フランク法：

離婚は男性側の申し立てにより可能



教会は無視：  
姦淫を犯す

(1)離婚可

両性とも再婚不可

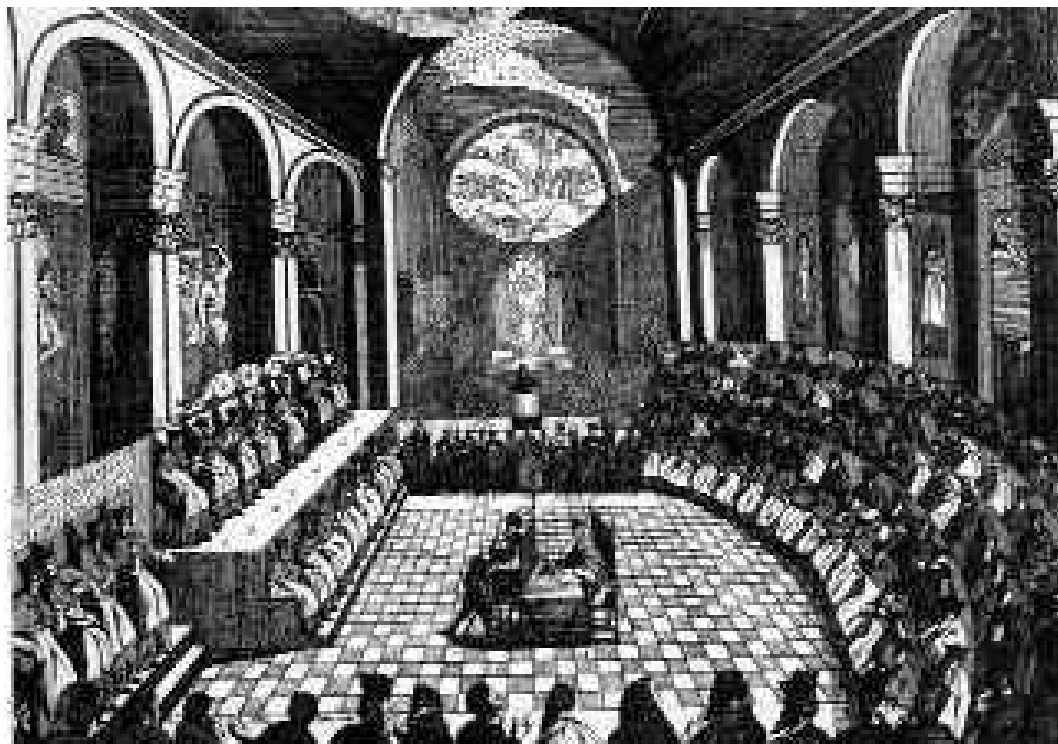
(2)離婚不成立

(3)離婚可

両性とも再婚可

# トレント公会議

1. 貞潔独身は結婚よりもすぐれている
2. 結婚という秘蹟は教義として認められる
3. 障害の種類は法文化される



# 秘蹟

- ◎ キリストが制定したしるし
- ◎ 人間の目に見えるしるし
- ◎ このしるしにあずかると
  - (1)人間の目に見えない恩寵
  - (2)神による内的聖化が人間の靈魂にあたえられる。

七秘蹟：

洗礼、堅信、婚姻、終油  
聖体、叙階、告解

# プロテスタント

- ◎ 結婚は神が定めた価値ある状態
- ◎ 独身は、性という神の賜物への攻撃
- ◎ 結婚は、神が定めた制度であって、結婚は恩寵を伝えない

# ルター

- ◎ 「離婚にかんしていえば、許されるのかどうかは議論の余地がある」 (1520年)
- ◎ 離婚は、双方の同意あるいは不一致という理由では、許されない。「うまくやっていると、離婚できることになってしまう」 (1521年)
- ◎ 離婚は三つのケースで正当である。 (1522年)
  - (1)性交不能、
  - (2)姦淫（遺棄含む）、
  - (3)「結婚義務[benevolentia]の」拒絶

# カルヴァン

- ◎ 離婚は姦淫（遺棄<sup>含む</sup>）のみ正当。
- ◎ 「さて男性が、どうにも扱いようがない恐ろし女性を妻とした場合、これは原罪の賜物、自らのなかにある墮落の賜物でもあるのだと知らしめよ。逆の場合、女は妻として、神に対する不従順から生じた支払いを請求されており、神の前に謙虚でなかったという充分ないわれがあるのだと考えなくてはならない。」（エフェソ書講解 説教39）→死ぬまで待て

# ブツツァー

- ◎ 結婚目的は子孫生産ではない
- ◎ 「結婚の至高にして最大の目的は、神的な義務および、「善意」を含めた人間的な義務、これらすべてを分かち合うことにある」（『キリスト王国』38章）
  1. 同居する。
  2. 肉体的、精神的に愛し合う
  3. 夫は妻の頭にして保護者、妻は夫の助け手
- ◎ 1－3未達成→「夫婦とは見なされない」
  - 女の魔術、夫による宿通い、妻への暴力
- ◎ いずれも離婚は可能

# 英国国教会

- HOLBEIN, Hans the Younger  
Henry VIII  
after 1537  
Oil on canvas, 233,7 x 134,6  
Walker Art Gallery,  
Liverpool



[http://www.ict.oxon-lea.gov.uk/best\\_practice/henry/The%20Wives%20of%20Henry%20VIII.htm](http://www.ict.oxon-lea.gov.uk/best_practice/henry/The%20Wives%20of%20Henry%20VIII.htm)

# 講義内容

- ◎ 1. カトリックとプロテスタント
- ◎ 2. 17世紀イングランドとニューイングランド
- ◎ 3. 世俗化、啓蒙主義、フランス革命
- ◎ 4. 近代初期の社会における正式の離婚と非公式の離婚
- ◎ 5. 結婚挫折の意味とその文脈
- ◎ 6. 19世紀：自由主義とその反動
- ◎ 7. 社会問題としての離婚：1850年-1914年
- ◎ 8. 20世紀と大量離婚の勃興
- ◎ 9. 離婚増加をどう説明するか：1870年代-1990年代

## 【結婚】

1. 独身でいられる方が結婚しているよりも、人間としてすぐれている。
2. 肉体の交わりそのものは不浄だが、結婚による肉体の交わりは正しいことである。
3. 結婚したい男女の当事者同士が合意すれば、結婚は成立する。
4. 結婚は公の機関に届け出をすればよいのであって、宗教がらみのものではない。
5. 結婚したい男女の当事者同士の宗教や宗派がことなっているとしても、結婚をすることができ。

## 【離婚】

1. 結婚は神を介して行われる男女の一体化であるから、人間の力では結婚の絆を解消することができない。
2. 離婚は、妻が不倫を犯すか、どちらか一方が失踪した場合にできる。
3. 夫が暴力を振るっても、妻はそれに堪え忍ぶべきで、離婚の理由にはならない。
4. 妻が不倫をした場合には、夫は不倫の相手に妻を売ることができる。
5. 結婚は愛情があって成り立つから、愛情がなくなれば離婚してよい。